

基発 0327 第 2 号

平成 27 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る
機械処理事務手引等の一部改訂について

標記システムに係る機械処理事務手引等については、平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引について」、平成 24 年 3 月 23 日付け基発 0323 第 2 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る事務処理手引の改訂について」、平成 25 年 11 月 5 日付け基発 1105 第 2 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引等の新規作成及び一部改訂について」、平成 26 年 3 月 24 日付け基発 0324 第 2 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の作成について」により通知したところであるが、今般、労災行政情報管理システムの改修に伴い、下記の機械処理事務手引等について一部改訂を行ったので、当該機械処理に遺漏なきを期されたい。

記

- (1) 労災保険業務機械処理事務手引 (業務共通)
- (2) 労災保険業務機械処理事務手引 (年金・一時金業務)
- (3) 労災保険業務機械処理事務手引 (短期給付業務)
- (4) 労災保険業務機械処理事務手引 (特別加入業務)
- (5) 労災保険業務機械処理事務手引 (義肢等補装具費支給業務)

- (6) 労災保険業務機械処理事務手引 (アフターケア業務)
- (7) 労災保険業務機械処理事務手引 (給付統計データ関係)
- (8) 労災保険業務機械処理事務手引 報告例規 (労災)
- (9) メリット制事務処理手引